（[illegible]）要求事項別勞働爭議件數（三）（京都府）

	昭和十二年六月迄 件	昭和十三年六月迄 件	昭和十四年六月迄 件
計	三六	一三	一〇
その他	一一	二	三
解雇に關するもの	一〇	一七	四
福利施設に關するもの	一	一	一
勞働時間に關するもの	七	一	一
賃金に關するもの	一三	一四	四

（四）軍需工場における勞働爭議

軍需工場と看做され得る工場のすべてについて、勞働爭議が發生したか否かを調査することは非常に困難であり、或程度不可能なことである。そこで軍需工場と思惟され、或は認定されたるもの丶うち主要なものについて見るに、依然、種々なる問題が伏在し、勞働爭議の發生を見せてゐる。

そして、京阪神地方においては、常識的には軍需工場は時局の波に乘つて、營業成績が上昇し、したがつて勞働者の收入も潤つてゐるであらうから爭議の發生可能範圍も寧ろ平和產業にあるであらうとの觀察を裏切つて、反對に平和產業に少く、軍需工場乃至時局產業に相對的に多い樣である。その理由は軍需工場乃至時局產業の企業主体は現在の好機を捉へてなるべく利潤を擧げようとする傾向と、勞働者の移動制限並に國家總動員法の勞働條項を有效に利用しよう